

## 「生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直し（案）」

## に対する県民意見の概要と県の考え方

## 1 意見募集期間

平成 28 年 11 月 29 日（火）から平成 28 年 12 月 28 日（水）まで

## 2 意見提出者等

- ・ 意見提出者数 個人 7 名（ファクシミリ 2 名、電子メール 5 名）  
団体 1 （電子メール 1）
- ・ 延べ意見件数 35 件

番号	御意見の概要	県の考え方
1	新川・五条川の水質環境基準は、C 類型以上が妥当ではないか。	国の通知等（平成 6 年環水管第 167 号、平成 19 年中央環境審議会水質部会第 1 回陸域環境基準専門委員会）では、上位類型を達成・継続して維持している場合に、水域類型の見直しを検討することとされています。
2	庄内川の中・上流は子供が水浴びできます。魚も食べられます。然し庄内川下流、新川、五条川の魚は食することはできません。人が汚した川です。きれいにできないわけはありません。せめて今回少なくとも C であれば B にして 50 年目には B の目標を達成して欲しい。	現在指定されている水域類型より 2 ランク以上上位の類型に引き上げる場合には、環境基準点の水質だけではなく、見直し対象河川の水質状況等も含め、1 ランク引き上げるときよりも厳格に精査するなど、総合的に勘案することとしています。
3	新川下流については D イ案となっているが近年 10 年では C をクリアし、かつ県の 31 年予測では B となっているので、C イ又は B ロとすべきである。 五条川下流については D イ案となっているが、近年 10 年では C をクリアし、かつ県の 31 年予測では B となっているので B ロとすべきである。 環境基準はそもそも川の水質のあるべき姿ではないでしょうか。そしてまだ D 級の汚い川は目標のランクをもっと上げ行政として努力するべきではないでしょうか。「直ちに D」では現状追認以下で全くありがたくありません。C も可能、努力するなら B も可能です。	具体的に日光川、新川下流、五条川下流水域は、以下により 1 ランク引き上げること検討しています。 (日光川水域)
4	日光川は D イ案となっていますが、2 つの環境基準点における水質がともに、近年 10 年では D を達成し、かつ県の 31 年予測ではともに C となっています。従って C ロとすべきです。	環境基準点（北今橋）の生物化学的酸素要求量(BOD75%値)は過去 5 年で 3 回 C 類型を満足していません。

番号	御意見の概要	県の考え方
5	<p>県の「水域類型の見直しの考え方」にある『1ランク上位の類型を指定し、達成期間を「イ直ちに達成」とする。』とあるが、2ランク、または3ランク上位の類型を指定してはいけない規則はあるのか。</p>	<p>(番号1の県の考え方に続く) (新川下流水域) 環境基準点(萱津橋)のBOD75%値は過去5年間全てC類型を満足しているものの、平成27年度に測定した支川の大山川(神明橋)、(小向橋)のBOD75%値は8.6mg/Lと5.3mg/L、鴨田川(鴨田橋)は5.9mg/Lであり、いずれもC類型を満足していません。</p>
6	<p>経済企画事務次官から知事に宛てた「水質汚濁に係る環境基準の取扱いについて(通達)」(昭和45年7月23日経企水公77号)において、「環境基準の基本的性格」として「より積極的かつ前向きな基準として設定されるものである」と記載があり、また環境基準の内容として「当該水域の現在の利用目的及び将来の利用目的の推移につき配慮すること」とあり、これは「当該水域の将来にわたる利用目的を十分勘案しなければならないことを述べたものであり、現在の利水態様を機械的に前提とし、その結果将来の利水を単純に現状の利水で固定すること等は厳にいましめるべき趣旨である」と記載されている。</p> <p>今回の見直しでは以下が相当と判断します。 日光川:近年10年でDをクリアし県の31年予測ではCとなっており、Dイ案→Cロとすべき。 新川下流:近年10年でCをクリアし県の31年予測ではBとなっており、Dイ案→Bロとすべき。 五条川下流:近年10年でCをクリアし県の31年予測ではBとなっており、Dイ案→Bロとすべき。</p>	<p>(五条川下流水域) 環境基準点(待合橋)のBOD75%値は過去5年間全てC類型を満足しているものの、平成27年度に測定した支川の青木川(行人橋)のBOD75%値は5.2mg/Lであり、C類型を満足していません。</p> <p>現在の利水態様を単純に将来にわたって固定することは考えておらず、この度の水域類型の見直し後も、引き続き河川水質等の状況を監視し、必要に応じて見直しを検討していきます。</p>
7	<p>生物多様性条約第13回締結国会議(COP13)で愛知目標の行動計画強化を訴えられた県として、今回のような生ぬるい環境基準の見直しでよいと思うのか。</p>	

番号	御意見の概要	県の考え方
8	<p>県は方針に基づき 10 年間達成しているならその類型指定値を「イ」で指定するべきであるところすべて直近上位指定、イと提案しています。見直し年が 28 年なら 3 年後の平成 31 年将来の県予測で、さらに上位のランク達成可能と自身が見込んでいるにもかかわらず、機械的に 1 ランク上に甘んじています。こんなことを重ねていると次回にツケが溜まってくるか、もしくは他の行政部門の努力を棒引きにし、水質改善の足を自らが引っ張ることになります。これら 31 年予測の根拠はどのようなものか気になる。</p>	<p>水域類型の見直しについては、番号 1 の県の考え方に同じです。</p> <p>環境基準点における水質予測は、公共用水域水質調査結果による過去 5 年又は 10 年の生物化学的酸素要求量 (BOD75%値) の達成状況を踏まえたうえで、人口動態・下水道普及率等から将来の水質 (5 年後、10 年後) の予測 (BOD75%値) を行っています。</p> <p>水質の予測で行う汚濁解析は、流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 (国土交通省水管理・国土保全局下水道部) に準じて行っています。</p>
9	<p>県の「水域類型の見直しの考え方」にある『1 ランク上位の類型を指定し、達成期間を「イ 直ちに達成」とする。』ことについて、何十年も見直しが行われていない河川が存在する中では、無理があるのではないかと。</p>	<p>前回の見直し (平成 16 年度) から約 10 年が経過し、水質がさらに改善してきたため、平成 28 年度から 31 年度にかけて上位類型への見直しの検討を順次行っていきます。</p> <p>水域類型の見直しの考え方については、番号 1 の県の考え方に同じです。</p>
10	<p>今回の県の見直し「方針」は県民の意見を聞いたのか。</p>	<p>平成 28 年 11 月 8 日に、知事の諮問機関である愛知県環境審議会へ諮問し、審議中です。</p> <p>広く意見を聴くため、今回、本県のパブリック・コメント制度に基づき、県民の皆様からの御意見を募集しました。</p>

番号	御意見の概要	県の考え方
1 1	<p>環境基準は行政目標であり、見直し案の内容は極めて消極的である。</p> <p>県の水域類型の見直しの考え方として「1ランク上位の類型を指定」するとしているが、根拠が不明である。国の考え方（通達「水質汚濁に係る環境基準の取り扱いについて」昭和45年7月23日経企水公77号）に鑑みるのであれば、より高い類型を指定して水質改善の目標とすべきであり、県の見直しの考え方自体を変える必要がある。</p> <p>国の通知（昭和46年環境庁告示第59号）には「現状よりも悪化することを許容することとならないように」とある。にもかかわらず、ここ10年間C類型の基準値以下を満たしている新川下流や五条川下流をC類型とせず、D類型にすることは悪化することを明らかに許容していることになり、告示に反している。新川下流と五条川下流は少なくともC類型とすべきである。</p>	<p>県の見直しの考え方については、平成28年11月8日に、知事の諮問機関である愛知県環境審議会へ諮問し、審議中です。</p> <p>水域類型の見直しについては、番号1の県の考え方に同じです。</p>
1 2	<p>新川・五条川の沿川自治体等にヒアリング等を行い、河川の利用状況等を把握したのか。</p>	<p>水域内の関係する国、県、市町村の機関に、今回の水域類型の見直しについて照会しました。</p>
1 3	<p>今回の水質環境基準の見直しでは、各河川の「現在の利用目的及び将来の利用目的の推移」について調査・把握したのか。</p>	<p>なお、広く意見を聴くため、今回、本県のパブリック・コメント制度に基づき、県民の皆様からの御意見を募集しました。</p>
1 4	<p>流域住民、河川に深く関わる関係者に「現在の利用目的及び将来の利用目的」等に関わる意見聴取を行わないのか。</p>	
1 5	<p>環境省の通達（水質汚濁に係る環境基準の取扱いについて：公布日：昭和45年7月23日経企水公77号）では「4 環境基準の見直し環境基準は、固定したものではなく、今後、科学的な判断の上、水質汚濁源の状況の変化、水域利用の態様の変化等に伴い、適宜見直しを行い」となるが、愛知県として「適宜見直し」を行っていく期間の目安はあるのか。</p>	<p>これまでも、必要に応じて見直しを行ってきました。今後も引き続き河川水質等の状況を監視し、必要に応じて見直しを検討していきます。</p>

番号	御意見の概要	県の考え方
16	<p>環境基準は行政の努力目標であり、積極的に高く立てるべきものであります。決して後追いではないはず。今回の見直しの河川はすべてEからDとなっており、利用目的が水産階級3に当たるCにする意味は大きい。また海域である名古屋港甲の水産2級に見合ったランクアップも必要であります。</p>	<p>水域類型の見直しについては、番号1の県の考え方に同じです。</p> <p>また、海域の汚濁負荷削減のため、総量削減計画を策定し、削減に取り組んでいます。</p>
17	<p>河川の類型あてはめを従前と同じように行っていくと、今後ますます三河湾の水質の悪化を招くように思います。</p> <p>類型あてはめは、1928年当時の三河湾の水質になるよう高く、掲げてください。</p>	
18	<p>愛知県が指定しようとしている河川のD類型の水質とは具体的にどのような生物の生息に適しているのか、または適していないのか。</p>	<p>河川のD類型は、工業用水2級、工業用水3級、農業用水、環境保全の利用目的に適応したもので、水生生物の生息の観点は含まれていません。</p>
19	<p>地域を流れる河川の水質については非常に関心の高い情報である。しかしながら、今回のパブリック・コメントの募集を含めてあまりにも情報が少なく、アクセスもしにくい状態である。県民一般に広く情報が伝わるよう改善する必要があるのではないか。</p>	<p>公共用水域の水質調査結果については、その結果を毎年度、県ホームページにて公表しています。</p> <p>愛知県環境審議会水質部会の開催結果については、県ホームページにて公表しています。</p> <p>なお、本県のパブリック・コメント制度による意見募集については、毎月第一日曜日に新聞四紙（中日新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞）に掲載している「広報あいち」での告知や、県内7か所の県民相談・情報センター及び県民相談室等での閲覧の他、県ホームページにも全文を掲載し、県民の皆様にご覧いただけるようにしています。</p>

(注) 同主旨の御意見はまとめてあります。